

令和 3・4 年度

茨城県スポーツ少年団要覧



公益財団法人茨城県スポーツ協会
茨 城 県 ス ポ ー ツ 少 年 団

日本スポーツ少年団 指 導 者 綱 領

1. わたくしたちは、次の時代を担う子どもたちの健全育成のために努力します。
1. わたくしたちは、スポーツのもつ教育的役割を果たすために努力します。
1. わたくしたちは、子どもたちのもつ無限の可能性を開発するために努力します。
1. わたくしたちは、つねに愛情と英知をもって子どもたちと行動するよう努力します。
1. わたくしたちは、スポーツを愛する仲間とともに世界の平和を築くために努力します。

日本スポーツ少年団 団 員 綱 領

1. わたくしたちは、スポーツをとおして健康なからだと心を養います。
1. わたくしたちは、ルールを守り、他人に迷惑をかけない、りっぱな人間になります。
1. わたくしたちは、スポーツによって、自分の力を伸ばす努力をします。
1. わたくしたちは、スポーツのよろこびを学び、友情と協力を大切にします。
1. わたくしたちは、スポーツをとおして世界中の友だちと力をあわせ、平和な世界をつくります。

序



公益財団法人茨城県スポーツ協会
茨城県スポーツ少年団本部長

鈴木孝子

日頃からスポーツ少年団活動を通して、青少年のスポーツ振興とその健全育成に、献身的に取り組んでいただいている指導者並びに関係者の皆様に、心から感謝申し上げます。

さて、昨年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響から、全国・関東ブロックスポーツ少年団競技別大会をはじめとする多くの事業の中止、また、たびたびの活動自粛など、皆様には多大なご迷惑をおかけしました。

そのようなコロナ禍において、令和3年度は第38回茨城県スポーツ少年団スポーツ大会を7競技実施することができました。

また昨年は、1年の延期を経て東京2020オリンピック・パラリンピックが開催され、多くの感動を与えてもらいました。そのオリンピッククレ射撃競技日本代表で混合トラップ5位入賞を果たした、本県出身の中山由起枝氏をお招きした「茨城県スポーツ少年団指導者研修会」は、大盛況のうちに開催することができました。

コロナ禍においての事業の実施となりましたが、関係者の皆様のご理解ご協力を賜り開催できたことに、心より感謝申し上げます。

また昨年度は、令和2年度開始予定で、新型コロナウイルス感染症の影響から全都道府県開催中止となっていた、スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の開催初年度となりました。

新型コロナウイルス感染症の影響から開催延期が危惧されながらも、予定してありました県内9会場すべてで実施することができ、多くのスポーツ少年団関係者が受講することができました。本年度は市町村スポーツ少年団と協力をして、昨年度の課題を解決しながらより多くのスポーツ少年団関係者が、スタートコーチ養成講習会を受講できるよう努めてまいりたいと思います。

最後に、関係者各位のご支援ご協力に対し、重ねて御礼申し上げますとともに、各スポーツ少年団の一層のご発展を祈念いたしまして、巻頭の言葉といたします。

目 次

茨城県スポーツ少年団設置規程	1
歴代本部長・副本部長	4
茨城県スポーツ少年団常任委員会名簿（令和3・4年度）	5
茨城県スポーツ少年団委員名簿（令和3・4年度）	6
茨城県スポーツ少年団指導者協議会規程	7
茨城県スポーツ少年団指導者協議会運営委員会名簿（令和3・4年度）	8
茨城県スポーツ少年団専門委員会規程	9
茨城県スポーツ少年団専門委員会名簿（令和3・4年度）	10
茨城県スポーツ少年団リーダー会規約	11
令和3年度茨城県スポーツ少年団リーダー会員名簿	13
令和3年度茨城県スポーツ少年団登録数一覧	14
令和3年度都道府県別登録数	15
茨城県スポーツ少年団・単位団・団員・指導者数の推移	17
令和4年度登録市町村スポーツ少年団一覧	18
スタートコーチインストラクター・旧スポーツ少年団認定育成員名簿	20
スポーツ少年団登録規程	22
スポーツ少年団登録規程施行細則	23
新型コロナウイルスの影響を踏まえた令和4年度スポーツ少年団登録（更新登録）に係る緩和措置について ...	26
日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程	28
日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程第10条第2項に定める活動単位表 ...	32
関東ブロックスポーツ少年団大会・諸会議年度別開催都県一覧	33

茨城県スポーツ少年団設置規程

第 1 章 総 則

第 1 条 この規程は、公益財団法人茨城県スポーツ協会定款第 4 条第 1 項第 3 号の規定に基づいて設置された、茨城県スポーツ少年団（以下「本団」という。）に関することを定める。

第 2 条 本団は、本団に登録したスポーツ少年団によって構成された市町村の組織を総括し、代表する。

第 2 章 目 的

第 3 条 本団は、スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化を図り、青少年にスポーツを振興し、心身の健全な育成に資することを目的とする。

第 3 章 事 業

第 4 条 本団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団育成計画の策定と実施
- (2) スポーツ少年団の体力テストを含む活動の普及指導
- (3) スポーツ少年団指導者及びリーダーの養成と組織化
- (4) スポーツ少年団の全県的行事の実施
- (5) スポーツ少年団に関する広報活動の実施
- (6) スポーツ少年団の県外交流及び国際交流の実施
- (7) スポーツ少年団の顕彰
- (8) 関係団体との連携
- (9) その他目的達成に必要な事業

第 5 条 本団は、前条の事業に関しては、決定及び実施の権限を有する。ただし、本団の事業実施の基本方針及び予算・決算並びにその変更については、公益財団法人茨城県スポーツ協会の承認を得るものとする。

第 4 章 登 録

第 6 条 本団への加入は、登録をもって行う。

2 本団へ加入したスポーツ少年団は日本スポーツ少年団へ加入する。

3 登録は、毎年度これを更新する。

第 7 条 登録の認定並びに取消し、その他登録に関しては別に定める。

第 5 章 役 員

第 8 条 本団に次の役員を置く。

- (1) 本 部 長 1 名
- (2) 副本部長 3 名
- (3) 常任委員 若干名

(4) 委 員 110 名以内

第9条 各市町村スポーツ少年団は、委員1名を選出する。

2 前項のほか公益財団法人茨城県スポーツ協会長の指名する若干名を委員とする。

3 本部長は前2項のほか、委員総会に諮って次の者を委員に委嘱する。

(1) 指導者協議会から若干名

(2) 学識経験者から 若干名

4 市町村スポーツ少年団が選任した委員が本部長、副本部長又は常任委員に就任したときは、委員の資格を失う。この場合、その後任は、第1項の規定に伴いその者の属する市町村スポーツ少年団が選任する。

第10条 本部長並びに副本部長は、委員総会で推挙し、公益財団法人茨城県スポーツ協会長が委嘱する。

2 本部長は、本団を代表し、団務を総括する。

3 本部長並びに副本部長は、就任と同時に常任委員となる。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、本部長があらかじめ指名した順序により副本部長がその職務を代理する。

第11条 常任委員は、委員の中から委員総会において選出し、本部長が委嘱する。

第12条 常任委員は、常任委員会を組織して、本団の団務を執行する。

第13条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じた場合、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は他の役員の残任期間とする。

3 役員は任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。

第 6 章 会 議

第14条 委員総会は毎年1回開催し、本部長がこれを招集し、その議長となる。ただし、本部長が必要と認めたときは、臨時にこれを招集することができる。

2 委員総会は、本団の事業計画、予算、事業報告、決算、その他業務に関する重要事項で本部長の付議した事項を議決する。

3 常任委員は、委員総会に出席して意見を述べることができる。

第15条 委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、本部長は2週間以内に委員を招集しなければならない。

第16条 委員総会は、委員の現在数の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。ただし、同一事項について再度招集したときはこの限りではない。

2 委員が委員総会に出席できないときは、議決権を委任することができる。

第17条 委員総会の議事は、出席委員の過半数をもって決め、可否同数のときは、議長がこれを決める。

第18条 常任委員会は、必要に応じて開催し、本部長がこれを招集し議長となる。

2 常任委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、本部長は遅滞なくこれを招集しなければならない。

第19条 常任委員会は、常任委員の現在数の2分の1以上出席しなければ開会することができない。

- 2 常任委員会の議事は、出席常任委員の過半数をもって決め、可否同数のときは、議長がこれを決める。
- 3 常任委員が常任委員会に出席できないときは、他の常任委員に議決権を委任することができる。

第 7 章 専 門 委 員 会

第20条 本団に次の専門委員会を置く。

- (1) スポーツ交流委員会
 - (2) リーダー指導委員会
 - (3) 普及・広報委員会
- 2 前項のほか常任委員会の議決を経て必要な専門委員会を設けることができる。
 - 3 専門委員会の決定事項は、常任委員会の承認を得なければならない。
 - 4 専門委員会については、常任委員会の議決を経て別に定める。

第 8 章 指 導 者 協 議 会

第21条 本団に指導者の資質、指導力の向上のため指導者協議会を置く。

- 2 指導者協議会については、常任委員会の議決を経て別に定める。

第 9 章 会 計

第22条 本団の会計は、公益財団法人茨城県スポーツ協会の公益目的事業会計とし、登録料、補助金及び寄付金をもって支弁し、公益財団法人茨城県スポーツ協会会計規則に基づき処理する。

第 10 章 事 務 局

第23条 本団の事務は、公益財団法人茨城県スポーツ協会事務局において処理する。

第 11 章 本 規 程 の 変 更

第24条 この規程は、常任委員会及び委員総会において3分の2以上の同意を得たのち、公益財団法人茨城県スポーツ協会理事会の承認を得なければ変更することができない。

付 則

この規程は、昭和52年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、昭和60年3月22日から施行する。

付 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

付 則

この規定は、令和3年5月19日から施行する。

歴代本部長・副本部長

◎歴代本部長

初代本部長 川津 輝雄氏 (昭和38年4月～昭和42年3月)	第5代本部長 青木來三郎氏 (昭和47年5月～平成5年4月)
第2代本部長 豊島勝之助氏 (昭和42年4月～昭和44年3月)	第6代本部長 手塚 克彦氏 (平成5年5月～平成19年3月)
第3代本部長 岩佐 徹氏 (昭和44年4月～昭和45年3月)	第7代本部長 高山 能昌氏 (平成19年4月～令和3年4月)
第4代本部長 黒沢良一郎氏 (昭和45年4月～昭和47年4月)	現本部長 鈴木 孝子氏 (令和3年4月～)

◎歴代副本部長

須田 力男氏(昭和38年4月～昭和42年3月)	清水 保男氏(平成4年4月～平成5年3月)
田中 義雄氏(昭和40年4月～昭和42年3月)	入江 進氏(平成5年4月～平成7年3月)
黒沢良一郎氏(昭和42年4月～昭和44年3月)	平根 治氏(平成7年4月～平成9年3月)
(昭和47年5月～昭和50年3月)	五藤 晃氏(平成7年4月～平成9年3月)
鈴木 清氏(昭和46年4月～昭和49年3月)	坪 秀雄氏(平成9年4月～平成12年3月)
飯島 利武氏(昭和42年4月～平成24年4月)	田口 定男氏(平成9年4月～平成11年3月)
安部 哲也氏(昭和44年4月～昭和46年3月)	石川 弘容氏(平成11年4月～平成13年3月)
安原 昇氏(昭和46年4月～昭和47年3月)	大津 一信氏(平成13年4月～平成15年3月)
吉田 四郎氏(昭和49年4月～昭和52年3月)	綿引 三郎氏(平成12年4月～平成14年3月)
櫻村 旭光氏(昭和50年4月～昭和53年3月)	萩野谷 茂氏(平成14年4月～平成16年3月)
高丸 隆氏(昭和52年4月～昭和54年3月)	小祝 正興氏(平成15年4月～平成16年3月)
飯田 武夫氏(昭和54年4月～昭和57年3月)	高野 茂氏(平成16年4月～平成18年3月)
高島 耕義氏(昭和56年4月～昭和57年3月)	小松崎利夫氏(平成16年4月～平成19年3月)
入江信太郎氏(昭和57年4月～昭和60年3月)	綿引 克次氏(平成18年4月～平成20年3月)
宮田 篤雄氏(昭和57年4月～昭和60年3月)	半井 清夫氏(平成19年4月～平成23年3月)
加藤 正芳氏(昭和60年4月～昭和61年3月)	寺門 巧氏(平成20年4月～平成23年3月)
高野 拓氏(昭和60年4月～平成元年3月)	市川 浩之氏(平成23年4月～平成24年3月)
高倉 知義氏(昭和61年4月～昭和63年3月)	仮屋 茂氏(平成23年4月～令和2年3月)
松田 玄氏(昭和63年4月～平成元年3月)	市村 仁氏(平成24年4月～平成29年6月)
外岡 正幸氏(平成元年4月～平成2年3月)	坂巻 喜好氏(平成29年6月～令和3年3月)
梅澤 秀夫氏(平成元年4月～平成4年3月)	糸賀 睦夫氏(平成23年4月～)
金塚 文雄氏(平成2年4月～平成3年3月)	大竹 良彦氏(令和3年4月～)
大津 昭氏(平成3年4月～平成4年3月)	増田 利一氏(令和3年4月～)
清水 猛氏(平成4年4月～平成7年3月)	

茨城県スポーツ少年団常任委員会名簿

(令和3・4年度)

No.	役職名	氏名	備考	No.	役職名	氏名	備考
1	本部長	鈴木孝子	日立市本部長	20	常任委員	墳崎 一	稲敷市本部長
2	副本部長	大竹良彦	県スポ協事務局長	21	〃	栗原 浩	筑西市本部長
3	〃	糸賀睦夫	つくば市本部長	22	〃	相沢 俊一	八千代町本部長
4	〃	増田利一	常総市本部長	23	〃	宮下 護	県軟式野球連盟
5	常任委員	額賀茂樹	指導者協議会	24	〃	関 仁一	県小学生バレーボール連盟
6	〃	滝 伸一	指導者協議会	25	〃	大山 壮郎	(公財) 県サッカー協会
7	〃	川島信義	指導者協議会	26	〃	高柳 敏範	(一社) 県バスケットボール協会 U-12部会
8	〃	寺口謙一	指導者協議会	27	〃	前田 孝通	県ソフトボール協会
9	〃	森 久雄	指導者協議会	28	〃	上竹 節	(一社) 県卓球連盟
10	〃	友部 静江	女性指導者	29	〃	松本 克輝	県柔道連盟
11	〃	水野 幸男	リーダー指導委員会	30	〃	小松崎 一郎	(一財) 県剣道連盟
12	〃	峰 淳一	A C P 指導者	31	〃	浅賀 達夫	県スポーツ少年団 空手道専門委員会
13	〃	荒井正治	大子町本部長	32	〃	竹内 芳夫	(一社) 県水泳連盟
14	〃	藤田佳史	常陸大宮市本部長	33	〃	柏崎 勝美	(一財) 茨城陸上競技協会
15	〃	阿部輝夫	常陸太田市本部長	34	〃	及川 謙治	県レスリング協会
16	〃	小野 光一	高萩市副本部長	35	〃	相馬 由和	県バドミントン 少年団連盟
17	〃	小野 孝志	鹿嶋市本部長	36	〃	湯澤 憲一	県ソフトテニス連盟
18	〃	飯島 康弘	潮来市本部長	37	〃	古谷野 好栄	県少林寺拳法連盟
19	〃	櫻井 孝之	牛久市副本部長	38	〃	野田 浩太郎	県保体課 競技スポーツ担当課長補佐

茨城県スポーツ少年団委員名簿

(令和3・4年度)

No.	市 町 村 名	氏 名	市町村内役職	No.	市 町 村 名	氏 名	市町村内役職
1	水 戸 市	幡 谷 定 俊	本 部 長	23	石 岡 市	菱 沼 一 夫	副 本 部 長
2	笠 間 市	柿 長 敬 一	本 部 長	24	取 手 市	豊 島 大	本 部 長
3	ひたちなか市	清 水 敏 治	副 本 部 長	25	牛 久 市	小 島 五 男	副 本 部 長
4	那 珂 市	渡 辺 弘 恵	本 部 長	26	稲 敷 市	根 本 光 治	副 本 部 長
5	常 陸 大 宮 市	檜 山 勝 昭	副 本 部 長	27	かすみがうら市	古 田 健 一	本 部 長
6	茨 城 町	宮 下 修 二	本 部 長	28	つ く ば 市	都 筑 三千夫	副 本 部 長
7	小 美 玉 市	赤 羽 英 夫	副 本 部 長	29	つくばみらい市	鈴 木 茂 徳	本 部 長
8	大 洗 町	米 川 恒 男	本 部 長	30	守 谷 市	長谷川 信 市	本 部 長
9	大 子 町	長 山 章	副 本 部 長	31	阿 見 町	向 島 孝 志	本 部 長
10	城 里 町	田 口 喜 一	本 部 長	32	河 内 町	大 竹 重 信	本 部 長
11	東 海 村	照 沼 豪	本 部 長	33	利 根 町	篠 塚 繁 美	本 部 長
12	常 陸 太 田 市	富 永 尚 司	副 本 部 長	34	美 浦 村	葉 梨 輝 夫	本 部 長
13	日 立 市	永 盛 常 雄	副 本 部 長	35	筑 西 市	日 向 晴 美	副 本 部 長
14	高 萩 市	佐 々 毅	副 本 部 長	36	下 妻 市	平 石 雅 裕	本 部 長
15	北 茨 城 市	駒木根 宗 雄	副 本 部 長	37	結 城 市	谷 嶋 幸 雄	本 部 長
16	鉾 田 市	味 原 俊 男	本 部 長	38	古 河 市	八 代 敏 夫	本 部 長
17	鹿 嶋 市	所 畑 茂	副 本 部 長	39	坂 東 市	山 口 克 彦	副 本 部 長
18	潮 来 市	小 高 浩 孝	常任委員	40	桜 川 市	山 中 義 夫	副 本 部 長
19	神 栖 市	佐 藤 幸 男	本 部 長	41	常 総 市	小 磯 仁 宏	副 本 部 長
20	行 方 市	塙 日出男	副 本 部 長	42	八 千 代 町	為我井 仁 司	副 本 部 長
21	龍 ケ 崎 市	佐 藤 利 一	副 本 部 長	43	五 霞 町	中 島 則 光	本 部 長
22	土 浦 市	大 野 憲 久	副 本 部 長	44	境 町	福 島 洋 二	本 部 長

茨城県スポーツ少年団指導者協議会規程

(総 則)

第1条 この規程は、公益財団法人茨城県スポーツ協会茨城県スポーツ少年団設置規程第21条に規程された指導者協議会（以下「協議会」という。）に関することを定める。

(目 的)

第2条 協議会は、茨城県スポーツ少年団登録指導者（以下「指導者」という。）相互の連帯と資質、指導力の向上並びに指導活動の促進方策について協議することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号について協議し、茨城県スポーツ少年団に意見を具申する。

- (1) 指導者の研修及び資質の向上に関すること。
- (2) 指導者の交流と情報交換、広報に関すること。
- (3) 指導者の社会的地位の向上に関すること。
- (4) 指導者の安全対策に関すること。
- (5) 指導者の育成策の研究に関すること。
- (6) 指導法と指導技術の研究開発に関すること。
- (7) その他前各号に関連すること。

(構 成)

第4条 協議会は、各市町村スポーツ少年団指導者協議会をもって構成する。ただし、未組織市町村も含む。

(運営委員会)

第5条 協議会に運営委員をおく。

2 運営委員会は、必要に応じて随時これを開催することができる。

3 運営委員会の議事は、出席した運営委員の合意で決定する。

(運営委員会の構成)

第6条 運営委員会は、次の運営委員で構成する。

委 員 長	1 名
副 委 員 長	5 名以内
運 営 委 員	13 名以内

(運営委員会の選出)

第7条 運営委員は、第4条に定める代表のうちから選出する。

2 前項のほか、委員長は茨城県スポーツ少年団常任委員会の承認を得て、学識経験者から若干名の運営委員を委嘱することができる。

3 委員長及び副委員長は、運営委員の互選で決める。委員長は運営委員会の議長となる。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(任 期)

第8条 運営委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(顧 問)

第9条 運営委員会には、顧問を置くことができる。

2 顧問は、運営委員会に出席して意見を述べることができる。

(規程の変更)

第10条 この規程は茨城県スポーツ少年団常任委員会の承認を受けて変更することができる。

付 則

この規程は、昭和60年3月22日から施行する。

付 則

この規程は、平成11年4月27日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和3年5月19日から施行する。

茨城県スポーツ少年団指導者協議会運営委員会名簿

(令和3・4年度)

No.	役 職 名	氏 名	備 考	
1	委 員 長	鈴 木 孝 子	県 北 地 区 (日立市本部長)	
2	副 委 員 長	額 賀 茂 樹	水 戸 地 区 (小美玉市本部長)	
3	副 委 員 長	滝 伸 一	県 北 地 区 (北茨城市本部長)	
4	副 委 員 長	川 島 信 義	鹿 行 地 区 (行方市本部長)	
5	副 委 員 長	寺 口 謙 一	県 南 地 区 (つくば市副本部長)	
6	副 委 員 長	森 久 雄	県 西 地 区 (坂東市本部長)	
7	委 員	秋 山 充	水 戸 地 区 (常陸大宮市副本部長)	
8	委 員	大 岡 紀 一	水 戸 地 区 (大洗町顧問)	
9	委 員	照 沼 豪	水 戸 地 区 (東海村本部長)	
10	委 員	佐 藤 幸 男	鹿 行 地 区 (神栖市本部長)	
11	委 員	大 野 憲 久	県 南 地 区 (土浦市副本部長)	
12	委 員	久下沼 稔	県 南 地 区 (取手市相談役)	
13	委 員	宮 下 英 彌	県 南 地 区 (牛久市本部長)	
14	委 員	穠 山 寿 一	県 西 地 区 (桜川市副本部長)	
15	委 員	友 部 静 江	女 性 指 導 者 (水戸市指導者)	※推薦者
16	委 員	水 野 幸 男	リ ー ダ ー 育 成 (小美玉市指導者)	※推薦者
17	委 員	峰 淳 一	A C P 指 導 者 (古河市副本部長)	※推薦者

茨城県スポーツ少年団専門委員会規程

第1条 公益財団法人茨城県スポーツ協会茨城県スポーツ少年団（以下「スポーツ少年団」という）は、スポーツ少年団設置規程第20条に基づき専門委員会を設置し、次の専門委員会を設置し、次の専門委員会を置く。

- (1) スポーツ交流委員会
- (2) リーダー指導委員会
- (3) 普及・広報委員会

第2条 専門委員会は、それぞれ専門事項について審議し、スポーツ少年団常任委員会の承認を得て、これを処理する。

第3条 専門委員会に委員を置く。

- 2 委員は、スポーツ少年団に登録された、市町村スポーツ少年団単位指導者・リーダーとする。
- 3 委員は、委員会を組織し、必要な事項を審議する。

第4条 専門委員会に次の役員を置く。

委 員 長	1 名
副 委 員 長	3 名以内
委 員	若干名

第5条 委員長及び副委員長は、委員会において推薦し、スポーツ少年団本部長が委嘱する。

- 2 委員長は、委員を代表して会務を総理し、委員会の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

第6条 委員は、スポーツ少年団常任委員会で推薦された次のものをもって構成し、スポーツ少年団本部長が委嘱する。

- (1) スポーツ少年団常任委員より若干名
- (2) 市町村スポーツ少年団より若干名
- (3) 学識経験者より若干名

第7条 委員及び役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

第8条 委員会は、毎年1回委員長がこれを招集し、議長となる。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定する。可否同数のときは、議長がこれを決定する。

第9条 スポーツ少年団本部長、副本部長は、委員会に出席して意見をのべることができる。

第10条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の規程に関し、必要な事項は別に定める。

第11条 この規程は、委員会において委員総数の3分の2以上の同意を得たのち、スポーツ少年団常任委員の承認を得て変更することができる。

付 則

この規程は、昭和60年3月22日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和3年5月19日から施行する。

茨城県スポーツ少年団専門委員会名簿

1. スポーツ交流委員会

(令和3・4年度)

No.	役職名	氏名	備考
1	委員長	関 仁 一	茨城県小学生バレーボール連盟会長
2	副委員長	小松崎 一 郎	(一財) 茨城県剣道連盟普及委員会委員長
3	委 員	宮 下 護	茨城県軟式野球連盟理事長
4	〃	高 柳 敏 範	(一社) 茨城県バスケットボール協会 U-12 部会長
5	〃	大 山 壮 郎	茨城県サッカー協会4種委員長
6	〃	前 田 孝 通	茨城県ソフトボール協会普及委員長
7	〃	上 竹 節	(一社) 茨城県卓球連盟副理事長
8	〃	松 本 克 輝	苳成熟柔道スポーツ少年団団長(茨城県柔道連盟)
9	〃	浅 賀 達 夫	茨城県スポーツ少年団空手道専門委員会
10	〃	竹 内 芳 夫	(一社) 茨城県水泳連盟
11	〃	柏 崎 勝 美	(一財) 茨城陸上競技協会普及委員長
12	〃	及 川 謙 治	茨城県レスリング協会理事
13	〃	相 馬 由 和	茨城県バドミントン少年団連盟理事長
14	〃	湯 澤 憲 一	茨城県ソフトテニス連盟副理事長
15	〃	古谷野 好 栄	茨城県少林寺拳法連盟理事

2. リーダー指導委員会

(令和3・4年度)

No.	役職名	氏名	備考
1	委員長	水 野 幸 男	小美玉市指導者
2	副委員長	稲 岡 篤 志	日立市指導者
3	委 員	富 永 尚 司	常陸太田市指導者
4	〃	石 井 真 紀	日立市指導者
5	〃	宇佐美 聡 菜	日立市指導者
6	〃	額 賀 司	日立市指導者

3. 普及・広報委員会

(令和3・4年度)

No.	役職名	氏名	備考
1	委員長	川 島 信 義	行方市本部長
2	副委員長	米 川 優	日立市指導者
3	委 員	友 部 静 江	水戸市指導者
4	〃	水 野 幸 男	小美玉市指導者
5	〃	谷 嶋 幸 雄	結城市本部長
6	〃	堀 江 友 次	高萩市指導者
7	〃	西 村 聡 之	つくば市指導者

茨城県スポーツ少年団リーダー会規約

第1条 本会は、茨城県スポーツ少年団リーダー会（以下「本会」という。）と称し、茨城県スポーツ少年団常任委員会専門委員会・リーダー指導委員会のもとに組織される。

第2条 本会は、茨城県内に組織される登録済みスポーツ少年団のリーダーが相互に協力しあい、自らの資質向上に努めるとともに、茨城県スポーツ少年団の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、リーダー指導委員会と密接な連携をとり、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦を図る為の活動の実施
- (2) 会員相互の資質向上のための研修会の実施
- (3) 県本部主催各種事業への参加と協力
- (4) 県内少年団のリーダーの養成並びにリーダー会設置の促進
- (5) スポーツ少年団講習会への参加
- (6) リーダー養成のための広報活動
- (7) 全国の少年団におけるリーダーとの情報交換
- (8) その他前条の目的達成に必要な事業

第4条 本会の会員は、次のように定める。

- (1) 高校生以上20歳未満のスポーツ少年団における登録済みのリーダーで、単位団代表者並びに市町村本部長の推薦を受け、かつ保護者の承諾を得た者
- (2) 本会の目的に賛同するシニア・リーダースクール修了の25歳未満のリーダー

第5条 本会への入会は、前条を満たしている者により、所定の加入申込書により行う。

2 登録は毎年度これを更新するものとする。

第6条 次の各項に該当するときは、会員の資格を喪失する。

- (1) リーダーとして研修を怠ったり、会則に違反し会の名誉を著しく傷つけた場合
- (2) 総会又は役員会においてリーダー資格喪失と認められた場合
- (3) 当年度の会費納入を怠った場合
- (4) 各単位団における登録をしなかった場合
- (5) 退会を申し出て承認された場合

第7条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名	副会長	2 名	書 記	2 名	会 計	2 名
監 査	2 名	顧 問	若干名				

第8条 本会の役員選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長・書記・会計・監査は総会において会員の中から選出する。
- (2) 顧問は、リーダー指導委員会委員並びに県本部事務局のなかから選出し、これに充てる。

第9条 会長は、本会を代表し、会の運営及び県本部並びにリーダー指導委員会との連絡調整に当たる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 書記は、記録を保存し、必要事項を会員に伝達する。
- 4 会計は、本会の会費その他の経費を經理し、必要に応じ、会員にその状況を知らせる。
- 5 監査は、本会の会計を監査し、会長に報告する。

第10条 役員の任期は1ヵ年を原則とし、再任を妨げない。

- 2 役員は任期を満了しても後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

附則 この規程は、令和3年7月13日より施行する。

令和３年度茨城県スポーツ少年団リーダー会名簿

No.	氏 名	所属スポーツ少年団	市町村
1	岩 間 朱 香	潮音彩スポーツ少年団	北 茨 城 市
2	蛭 田 祐 規	自然会十王空手道スポーツ少年団	日 立 市
3	森 泉 朔	自然会十王空手道スポーツ少年団	日 立 市
4	鈴 木 冬獅郎	自然会十王空手道スポーツ少年団	日 立 市
5	森 田 洋 右	大久保サッカースポーツ少年団	日 立 市
6	鈴 木 亜 琉	坂本ミニバスケットボールスポーツ少年団	日 立 市
7	佐 藤 晴 紀	坂本ミニバスケットボールスポーツ少年団	日 立 市
8	友 部 愛 羅	東金沢バドミントンスポーツ少年団	日 立 市
9	高 安 ほの香	東金沢バドミントンスポーツ少年団	日 立 市

令和３年度茨城県スポーツ少年団登録数一覧

No.	区分 市区町村	団数			団員数			指導者数			役員数				スタッフ数			
		更新	新規	合計	男子	女子	合計	更新	新規	合計	更新 (単位団)	新規 (単位団)	市区町村 役員	合計	更新 (単位団)	新規 (単位団)	市区町村 スタッフ	合計
1	水戸市	84	0	84	1,457	767	2,224	300	9	309	23	7	9	39	204	60	0	264
2	笠間市	30	0	30	372	146	518	105	2	107	9	0	0	9	41	7	1	49
3	ひたちなか市	60	0	60	815	470	1,285	171	4	175	10	13	0	23	71	31	1	103
4	那珂市	18	1	19	323	128	451	67	1	68	5	6	0	11	17	10	2	29
5	常陸大宮市	19	0	19	258	123	381	68	1	69	2	2	0	4	30	8	1	39
6	茨城町	15	0	15	219	90	309	42	0	42	2	0	1	3	23	2	0	25
7	小美玉市	23	0	23	345	92	437	81	8	89	3	3	1	7	33	8	1	42
8	大洗町	5	0	5	70	21	91	21	0	21	0	1	1	2	10	0	2	12
9	大子町	9	0	9	80	61	141	38	1	39	1	0	3	4	21	4	0	25
10	城里町	9	0	9	87	41	128	36	1	37	1	1	1	3	3	0	0	3
11	東海村	22	0	22	469	184	653	94	3	97	8	3	1	12	77	19	2	98
水戸地区		294	1	295	4,495	2,123	6,618	1,023	30	1,053	64	36	17	117	530	149	10	689
12	常陸太田市	24	0	24	305	164	469	67	4	71	7	3	0	10	22	15	1	38
13	日立市	95	2	97	1,470	728	2,198	393	14	407	10	1	1	12	230	60	2	292
14	高萩市	15	0	15	161	107	268	52	0	52	2	0	3	5	27	6	2	35
15	北茨城市	19	0	19	305	176	481	73	0	73	2	0	0	2	26	16	5	47
県北地区		153	2	155	2,241	1,175	3,416	585	18	603	21	4	4	29	305	97	10	412
16	鉾田市	26	0	26	301	204	505	72	0	72	4	5	3	12	32	5	1	38
17	鹿嶋市	31	0	31	391	193	584	89	0	89	6	7	0	13	32	12	7	51
18	潮来市	12	0	12	204	125	329	28	2	30	1	5	0	6	38	11	1	50
19	神栖市	31	0	31	620	196	816	111	3	114	8	1	0	9	54	17	13	84
20	行方市	20	1	21	256	219	475	83	2	85	0	2	5	7	29	5	5	39
鹿行地区		120	1	121	1,772	937	2,709	383	7	390	19	20	8	47	185	50	27	262
21	龍ヶ崎市	22	0	22	277	162	439	67	1	68	4	0	0	4	38	7	2	47
22	土浦市	46	0	46	597	263	860	145	5	150	12	1	4	17	64	25	0	89
23	石岡市	33	0	33	349	191	540	129	2	131	8	2	3	13	36	17	11	64
24	取手市	35	0	35	775	240	1,015	178	4	182	7	7	1	15	43	25	2	70
25	牛久市	30	0	30	602	216	818	132	2	134	15	5	2	22	128	20	2	150
26	稲敷市	18	1	19	319	110	429	46	3	49	3	1	0	4	24	11	1	36
27	かすみがうら市	16	0	16	313	218	531	61	3	64	4	1	0	5	36	3	1	40
28	つくば市	89	3	92	1,693	612	2,305	273	10	283	39	25	3	67	103	54	1	158
29	つくばみらい市	22	0	22	328	165	493	91	3	94	6	2	3	11	18	12	2	32
30	守谷市	21	0	21	359	174	533	85	1	86	3	3	2	8	41	18	0	59
31	阿見町	21	1	22	289	151	440	90	1	91	2	4	1	7	62	15	1	78
32	河内町	5	0	5	79	36	115	15	0	15	3	1	3	7	14	4	0	18
33	利根町	5	0	5	60	33	93	15	0	15	0	0	0	0	7	2	1	10
34	美浦村	9	0	9	112	58	170	19	1	20	0	2	0	2	44	1	0	45
県南地区		372	5	377	6,152	2,629	8,781	1,346	36	1,382	106	54	22	182	658	214	24	896
35	筑西市	47	1	48	443	199	642	134	6	140	5	8	1	14	31	20	0	51
36	下妻市	28	0	28	335	178	513	114	2	116	6	0	0	6	24	10	1	35
37	結城市	22	0	22	266	88	354	60	0	60	9	3	9	21	12	5	1	18
38	古河市	62	0	62	761	350	1,111	192	9	201	12	3	0	15	82	25	2	109
39	坂東市	23	0	23	225	113	338	72	3	75	3	2	0	5	32	8	1	41
40	桜川市	30	0	30	369	166	535	74	2	76	11	4	1	16	30	7	1	38
41	常総市	33	0	33	384	184	568	101	2	103	13	2	0	15	38	6	3	47
42	八千代町	14	1	15	143	90	233	39	3	42	3	5	3	11	17	3	2	22
43	五霞町	1	0	1	7	0	7	2	0	2	0	0	4	4	1	1	0	2
44	境町	8	0	8	135	43	178	17	2	19	3	4	1	8	10	6	1	17
県西地区		268	2	270	3,068	1,411	4,479	805	29	834	65	31	19	115	277	91	12	380
県全体数		1,207	11	1,218	17,728	8,275	26,003	4,142	120	4,262	275	145	70	490	1,955	601	83	2,639
R2年度県全体数		1,240	7	1,247	18,122	8,005	26,127	4,472	226	4,698	212	157	70	439	1,924	555	87	2,566
増減		-33	4	-29	-394	270	-124	-330	-106	-436	63	-12	0	51	31	46	-4	73